## 議案第1号

富津市職員の再任用に関する条例の制定について 富津市職員の再任用に関する条例を別紙のとおり制定する。 平成25年8月30日提出

富津市長 佐久間 清 治

## 提案理由

平成25年度以降に定年退職する職員等について、公的年金の報酬比例部分の支給 開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、雇用と年金の接 続を図るため、当該支給開始年齢に達するまでの間、職員を再任用することに関し、 条例を制定するものである。 富津市職員の再任用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、同条第2項及び第3項(法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。)並びに地方公務員法等の一部を改正する法律(平成11年法律第107号)附則第6条の規定に基づき、職員の再任用(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年退職者に準ずる者)

- 第2条 法第28条の4第1項の規定により定める定年退職日以前に退職した者のう ち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28 条の3の規定により勤務した後退職した者に準ずるものは、次に掲げる者とする。
  - (1) 25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して 5年を経過する日までの間にあるもの
  - (2) 前号に該当する者として再任用されたことがある者(同号に掲げる者を除く。)

(任期の更新)

第3条 法第28条の4第2項の規定により定める再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績等に基づき行うものとする。

(任期の末日)

第4条 法第28条の4第3項の規定により定める再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、職員の再任用に関し必要な事項は、規則で 定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(任期の末日に関する特例)

2 次の表の左欄に掲げる生年月日に該当する者における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和28年4月2日から昭和30年4月1日まで	61年
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日まで	62年
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日まで	63年
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで	64年

3 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1 号に規定する特定警察職員等である職員に対する次の表の左欄に掲げる生年月日 に該当するものにおける第4条の規定の適用については、前項の規定にかかわら ず、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の 右欄に掲げる字句とする。

昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで	61年
昭和36年4月2日から昭和38年4月1日まで	62年
昭和38年4月2日から昭和40年4月1日まで	63年
昭和40年4月2日から昭和42年4月1日まで	64年

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年富津市条例第23号)の 一部を次のように改正する。

第6条第1項中「富津市職員の定年等に関する条例(昭和59年富津市条例第1号)第4条及び第5条に定める者」を「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」に改める。

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

5 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和46年富津市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(再任用職員の給料月額)

第6条の2 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6

第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第12条第2項第2号中「定める額」の次に「(1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)」を加え、同条第5項中「6か月」を「6箇月」に、「1か月」を「1箇月」に改める。

第14条第1項第1号中「除く。」の次に「次項において同じ。」を加え、同条第4項第2号中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「1か月」を「1箇月」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第21条第1項中「1か月」を「1箇月」に改め、同条第2項中「6か月」を「6箇月」に改め、同項第2号中「5か月」を「5箇月」に改め、同項第3号中「3か月」を「3箇月」に、「5か月」を「5箇月」に改め、同項第4号中「3か月」を「3箇月」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」

とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

第21条の2第3号中「1か月」を「1箇月」に改める。

第22条第1項中「6か月」を「6箇月」に、「1か月」を「1箇月」に改め、 同条第2項後段を次のように改める。

この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する 次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超 えてはならない。

第22条第2項に次の各号を加える。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡し た職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項に おいて同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手 当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100 分の32.5を乗じて得た額の総額

第22条第4項中「第21条第4項」を「第21条第5項」に、「同条第4項」を 「同条第5項」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

(再任用職員についての適用除外)

第24条の2 第10条、第11条、第20条及び第20条の2の規定は、再任用職員には、 適用しない。

第26条第6項中「1か月」を「1箇月」に改める。

附則第8項中「第21条第4項」を「第21条第5項」に改める。

別表第1を次のように改める。

## 別表第1(第4条第1項)

## 一般職給料表

職員の	職務の級	1級	2級	3級	4級	5 級	6 級	7級	8級
区分	号給	給料月							

	額	額	額	額	額	額	額	額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135, 600	172, 200	222, 900	261, 900	289, 200	320, 600	366, 200	413, 000
2	136, 700	173, 900	224, 800	264, 000	291, 500	322, 900	368, 800	415, 500
3	137, 900	175, 600	226, 700	266, 000	293, 800	325, 200	371, 400	418, 000
4	139, 000	177, 300	228, 500	268, 100	296, 100	327, 500	374, 000	420, 500
5	140, 100	178, 800	230, 200	270, 200	298, 200	329, 800	376, 300	422, 400
6	141, 200	180, 600	232, 100	272, 300	300, 500	331, 900	378, 800	424, 700
7	142, 300	182, 400	234, 000	274, 400	302, 800	334, 100	381, 300	426, 900
8	143, 400	184, 200	235, 800	276, 500	305, 100	336, 300	383, 800	429, 100
9	144, 500	185, 800	237, 500	278, 600	307, 300	338, 600	386, 400	431, 200
10	145, 900	187, 600	239, 400	280, 700	309, 600	340, 800	389, 100	433, 300
11	147, 200	189, 400	241, 200	282, 800	311, 900	343,000	391, 800	435, 400
12	148, 500	191, 200	243, 100	284, 900	314, 200	345, 200	394, 500	437, 600
13	149, 800	192, 800	244, 900	287, 000	316, 400	347, 200	397, 100	439, 500
14	151, 300	194, 600	246, 800	289, 100	318, 600	349, 300	399, 400	441, 400
15	152, 800	196, 400	248, 600	291, 200	320, 800	351, 400	401, 700	443, 400
16	154, 400	198, 200	250, 400	293, 300	323, 000	353, 500	404, 100	445, 400
17	155, 700	200,000	252, 200	295, 400	325, 200	355, 500	406, 000	447, 300
18	157, 200	201, 800	254, 200	297, 500	327, 300	357, 500	408, 000	449, 100
19	158, 700	203, 600	256, 200	299, 600	329, 400	359, 500	409, 900	450, 900
20	160, 200	205, 400	258, 200	301, 700	331, 400	361, 400	411,800	452, 700
21	161,600	207, 000	260, 100	303, 800	333, 500	363, 500	413, 700	454, 500
22	164, 300	208, 900	262, 000	305, 900	335, 600	365, 400	415, 500	456, 000
23	166, 900	210, 800	263, 900	308,000	337, 700	367, 400	417, 400	457, 500
24	169, 500	212, 700	265, 700	310, 100	339, 800	369, 400	419, 400	459, 000
25	172, 200	214, 600	267, 700	312, 100	341, 500	371, 500	421, 300	460, 500
26	173, 900	216, 500	269, 600	314, 200	343, 500	373, 500	422, 800	461, 900
27	175, 600	218, 400	271, 500	316, 300	345, 500	375, 500	424, 400	463, 300
28	177, 300	220, 300	273, 400	318, 400	347, 500	377, 500	426, 000	464, 600

	1	l		1	 	l	l I	I I
29	178, 800	222, 000	275, 300	320, 400	349, 400	379, 100	427, 600	465, 600
30	180,600	223, 900	277, 200	322, 500	351, 300	380, 900	428, 900	466, 400
31	182, 400	225, 800	279, 100	324, 600	353, 200	382, 700	430, 200	467, 200
32	184, 200	227, 700	281,000	326, 700	355, 100	384, 400	431, 500	468, 000
33	185, 800	229, 300	282, 700	328, 400	357, 000	386, 200	432, 700	468, 700
34	187, 300	231, 100	284, 600	330, 400	358, 800	387, 600	434, 000	469, 500
35	188, 800	232, 800	286, 500	332, 500	360, 600	389, 200	435, 300	470, 300
36	190, 300	234, 600	288, 400	334, 600	362, 300	390, 800	436, 500	471, 100
37	191,600	236, 100	290, 100	336, 500	363, 800	392, 400	437, 800	471, 900
38	192, 900	237, 600	291, 900	338, 500	365, 100	393, 600	438, 700	472, 700
39	194, 200	239, 100	293, 700	340, 500	366, 500	394, 800	439, 600	473, 500
40	195, 500	240, 600	295, 500	342, 500	367, 900	396, 000	440, 500	474, 300
41	196, 900	242, 100	297, 400	344, 400	369, 400	397, 100	441, 100	475, 100
42	198, 200	243, 600	299, 100	346, 300	370, 300	398, 300	441, 900	475, 800
43	199, 500	245, 100	300, 800	348, 200	371, 400	399, 500	442, 600	476, 600
44	200,800	246, 700	302, 500	350, 100	372, 500	400, 700	443, 400	477, 400
45	202,000	248, 000	304, 200	351,600	373, 400	401, 400	444, 200	478, 200
46	203, 300	249, 600	305, 900	353, 100	374, 300	402, 100	445, 000	479, 000
47	204, 600	251, 200	307, 600	354, 600	375, 200	402,800	445, 800	479, 800
48	205, 900	252, 800	309, 300	356, 100	376, 100	403, 500	446, 600	480, 600
49	207, 100	254, 200	310,600	357, 800	377, 100	404, 200	447, 200	481, 400
50	208, 200	255, 600	312, 200	358, 700	377, 900	404, 900	448, 000	482, 200
51	209, 300	257, 000	313, 800	359, 900	378, 700	405, 600	448, 800	483, 000
52	210, 400	258, 400	315, 400	360, 900	379, 500	406, 300	449, 600	483, 800
53	211,600	259, 700	317, 100	361,800	380, 200	407, 100	450, 200	484, 600
54	212, 600	261, 100	318, 700	362, 900	380, 900	407, 800	451, 000	485, 400
55	213, 600	262, 500	320, 300	363, 900	381, 600	408, 500	451, 800	486, 200
56	214, 600	263, 900	321, 900	365, 000	382, 300	409, 200	452, 600	487, 000
57	215, 400	265, 200	323, 400	365, 900	382, 900	409, 800	453, 200	487, 800
58	216, 400	266, 400	324, 600	366, 600	383, 500	410, 500	454, 000	488, 600
		. '			. '			. '

		59	217, 300	267, 700	325, 800	367, 300	384, 200	411, 200	454, 800	489, 400
		60	218, 300	269, 000	327, 000	368,000	384, 900	411, 900	455, 600	490, 200
		61	219, 200	270, 100	327, 800	368, 500	385, 400	412, 500	456, 200	491,000
		62	220, 200	271, 400	328, 700	369, 100	386, 100	413, 200	457, 000	
		63	221, 200	272, 700	329, 500	369, 800	386, 800	413, 900	457, 800	
		64	222, 200	274, 000	330, 300	370, 500	387, 500	414, 600	458, 600	
	再任用	65	223, 000	275, 200	331, 200	370, 900	388, 000	414, 900	459, 200	
	職員以	66	224, 000	276, 300	331, 700	371,600	388, 700	415, 500	460,000	
	外の職	67	225, 000	277, 400	332, 500	372, 300	389, 400	416, 200	460, 800	
	員	68	226, 100	278, 500	333, 300	373, 000	390, 100	416, 900	461,600	
		69	226, 900	279, 700	334, 100	373, 500	390, 500	417, 400	462, 200	
		70	227, 700	280, 700	334, 800	374, 200	391, 200	418, 100	463, 000	
		71	228, 500	281, 700	335, 500	374, 900	391, 900	418, 800	463, 800	
		72	229, 300	282, 700	336, 200	375, 600	392, 600	419, 500	464, 600	
		73	230, 100	283, 500	336, 700	376, 100	392, 900	420,000	465, 200	
		74	230, 800	284, 400	337, 300	376, 800	393, 600	420, 700		
		75	231, 500	285, 300	337, 900	377, 500	394, 300	421, 400		
		76	232, 200	286, 200	338, 500	378, 200	395, 000	422, 100		
		77	233, 000	287, 200	338, 800	378, 600	395, 400	422, 600		
		78	233, 800	288, 000	339, 300	379, 200	396, 100	423, 300		
		79	234, 600	288, 800	339, 800	379, 800	396, 800	424, 000		
		80	235, 400	289, 600	340, 300	380, 400	397, 500	424, 700		
		81	236, 100	290, 400	340, 700	380, 900	398, 000	425, 200		
		82	236, 800	290, 900	341, 200	381, 500	398, 700			
		83	237, 500	291, 400	341, 700	382, 100	399, 400			
		84	238, 200	291, 900	342, 200	382, 700	400, 100			
		85	239, 000	292, 000	342, 700	383, 300	400, 600			
		86	239, 700	292, 400	343, 200	383, 900	401, 300			
		87	240, 400	292, 600	343, 700	384, 500	402,000			
		88	241, 100	293, 000	344, 200	385, 100	402, 700			
- 1			•	•			•	'		'

89	241, 900	293, 200	344, 600	385, 800	403, 200		
90	242, 400	293, 500	345, 100	386, 400	403, 900		
91	242, 900	293, 900	345, 600	387, 000	404, 600		
92	243, 400	294, 200	346, 100	387, 600	405, 300		
93	243, 700	294, 500	346, 300	388, 300	405, 800		
94		294, 800	346, 800	388, 900	406, 500		
95		295, 100	347, 300	389, 500	407, 200		
96		295, 500	347, 800	390, 100	407, 900		
97		295, 800	347, 900	390, 800	408, 400		
98		296, 200	348, 400		409, 100		
99		296, 600	348, 900		409, 800		
100		297, 000	349, 400		410, 500		
101		297, 100	349, 700		411,000		
102		297, 500	350, 100				
103		297, 900	350, 500				
104		298, 300	350, 900				
105		298, 500	351, 400				
106		298, 900	351, 800				
107		299, 300	352, 200				
108		299, 700	352, 600				
109		299, 900	353, 100				
110		300, 300	353, 500				
111		300, 700	353, 900				
112		301, 100	354, 200				
113		301, 300	354, 700				
114		301, 600	355, 100				
115		302, 000	355, 500				
116		302, 400	355, 800				
117		302, 600	356, 300				
118		303, 000					

		I	ı	I	I	ı	ı	I	I
	119		303, 400						
	120		303, 700						
	121		303, 800						
	122		304, 200						
	123		304, 600						
	124		305, 000						
	125		305, 200						
	126		305, 500						
	127		305, 800						
	128		306, 100						
	129		306, 500						
	130		306, 800						
	131		307, 100						
	132		307, 400						
	133		307, 800						
再任用		105 000	010 400	957 600					
職員		185, 800	213, 400	257, 600					

(富津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

6 富津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年富津市条例第84 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「要するもの」の次に「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を加える。

第18条の次に次の1条を加える。

(再任用職員についての適用除外)

第18条の2 第5条、第6条及び第7条の規定は、地方公務員法第28条の4第1 項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。

(富津市職員の定年等に関する条例の一部改正)

7 富津市職員の定年等に関する条例(昭和59年富津市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項」を「及び第28条

の3」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

附則第1項ただし書中「第6条」を「第5条」に改める。

附則第3項を削る。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

8 職員の育児休業等に関する条例(平成4年富津市条例第2号)の一部を次のよ うに改正する。

第17条の表中「又は第3項」を「又は第4項」に、「第14条第4項」を「第14条第5項」に、「第21条第3項」を「第21条第4項」に、「第21条第4項」を「第21条第5項」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

9 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年富津市条例第13号)の一部を 次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。次条第3項において「法」という。」を加える。

第2条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条 第2項の次に次の1項を加える。

3 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「ものとする」を「ものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる」に、同条第2項ただし書中「ものとする」を「ものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする」に改める。

第4条第2項本文中「従った週休日」の次に「、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日」を加え、同項ただし書中「8日(育児短時間勤務職員」の次に「及び再任用短時間勤務職員」を加える。

第8条の3第1項中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改める。

第12条第1項第1号中「育児短時間勤務職員」の次に「及び再任用短時間勤務職員」を加える。

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

10 一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年富津市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「第21条第4項」を「第21条第5項」に改める。